解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一番三九号
財団法人沼田交通教育協会
代表清算人　山岸　博美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

新潟県柏崎市小倉町九番二号
財団法人柏崎実践学園
清算人　丸山　庸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで国土交通省北陸地方整備局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

金沢市幸町一二番一号
石川県住宅供給公社
清算人　水岡　弘行

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年四月五日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

岐阜県岐阜市問屋町二丁目一九番地五
問屋町西部南街区市街地再開発組合
代表清算人　若原　考行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

静岡県菊川市本所一六〇番地
社団法人上本所報徳社
代表清算人　落合　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

大阪市中央区中寺一丁目一番五四号大阪社会福祉指導センター内
財団法人福永報恩会
代表清算人　福永　恭造

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

広島県山県郡北広島町中祖二一〇番地
社団法人中祖親徳会
代表清算人　室屋　守

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

愛媛県松山市若草町八番地二
財団法人松山市高齢クラブ連合会
代表清算人　篠﨑　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日愛媛県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

愛媛県松山市高砂町三丁目一三五番地の一
財団法人愛媛県婦人会館
代表清算人　山本アツ子

解散公告（第一回）

当法人は、定款所定の解散事由の発生により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

高知市福井町二〇三一番地八
財団法人福井保育協会
代表清算人　渡辺　憲子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

福岡県糸島市志摩小金丸三〇七五番地
財団法人金華会
代表清算人　小冨士敬徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目七番九号
財団法人万部島招魂場
代表清算人　神代　良忠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月五日開催の社員総会において解散を決議し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

鹿児島市山下町一五番一号鹿児島市山下分庁舎内
社団法人鹿児島市協友会
代表清算人　請園　芳昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

岩手県盛岡市愛宕町六番八号
財団法人盛岡市水道サービス公社
代表清算人　白根　敬介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

千葉県八街市八街に一二一番地
財団法人芙蓉服装学院
代表清算人　今井　芳枝
代表清算人　今井　秀男
代表清算人　中村　明
代表清算人　中村　喜衛
代表清算人　加藤　義俊

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年三月二十六日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一
清算法人恵那市美濃東部土地改良区
清算人代表　和田　光夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

三重県津市芸濃町中縄一九〇―一
清算法人中縄土地改良区
代表清算人　嶌田　覚郎